

## 石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に係る軽度生活援助訪問型サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、高齢者等が、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

### (事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、石巻市とする。ただし、市長は、この事業を公共的団体等その他市長が適当と認める団体（以下「事業者」という。）に委託することができる。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第1号又は第2号に規定する者であって、日常生活の支援を必要とするものとする。

### (事業の内容)

第4条 この事業は、前条に規定する対象者のうち介護予防ケアマネジメントに基づきこの事業を利用する者（以下「利用者」という。）に、当該利用者の居宅において、別表に掲げるサービスを提供するものとする。ただし、別表第7項及び第8項に規定するサービスについては、市長と協議の上、事業者の選択によりこれを実施しないことができるものとする。

2 この事業のサービスの提供回数は次に定める回数とし、提供時間は1回の訪問につき1時間を限度とする。

(1) この事業のサービスのみを利用する場合は、週2回を限度とする。

(2) この事業のサービスと訪問介護相当サービス（石巻市訪問介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成27年石巻市告示139号）第2条第1号に規定する訪問介護相当サービスをいう。）を利用する場合は、合わせて週2回を限度とする。

### (利用の中止)

第5条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この事業の利用を中止させることができる。

(1) 利用者が第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 利用者が次条に定める利用料等を支払わないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、事業の遂行に大きな支障があると判断されるとき。

### (利用者負担)

第6条 利用者は、サービスの提供を受けたときに、30分当たり100円の利用料を支払うものとする。

2 前項に規定する利用料のほか、この事業のサービスの提供の際に実費が生じるときは、その費用は利用者の負担とする。

3 利用者は、前2項に規定する利用料等を事業者へ直接支払うものとする。

(事業実績報告)

第7条 事業者は、事業を実施したときは、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実績報告書(様式第1号)にサービス提供の実績の分かる書類を添えて、当該月分をまとめて翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(費用の請求等)

第8条 事業者は、月ごとにこの事業のサービス提供に係る費用から第6条に規定する利用料等を控除した額(以下「事業実施費用」という。)を市長に請求することができる。

2 前項の請求は、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施費用請求書(様式第2号)によるものとする。

3 市長は、前項の請求書及び前条の事業実績が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に事業実施費用を支払うものとする。

(返還)

第9条 市長は、この要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により事業実施費用の支給を受けた者に対して、当該支給した事業実施費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(従事者の資格)

第10条 この事業に従事する者(以下「従事者」という。)は、事業者において雇用契約又は会員登録されており、市が定める研修を受講修了した者とする。ただし、介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する者は当該研修の受講を免除する。

(衛生管理等)

第11条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

(秘密保持)

第12条 事業者は、従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、利用者に対するこの事業のサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するこの事業のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

(廃止等の届出及び便宜の提供)

第14条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業廃止(休止)届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内にこの事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続きこの事業のサービスに相当するサービスの提供を希望するものに対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター、他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(状況報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地に調査し、必要な指示をすることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

別表（第4条関係）

番号	項目	内容
1	サービス準備等	(1) 健康チェック（安否確認、顔色等のチェック） (2) 環境整備（換気、室温・日当たりの調整等） (3) 相談援助、情報収集・提供 (4) サービスの提供後の記録等
2	掃除	(1) 居室内、トイレ、卓上等の清掃 (2) ゴミ出し・まとめ (3) 準備・後片付け
3	洗濯	(1) 洗濯機又は手洗いによる洗濯 (2) 洗濯物の乾燥（物干し） (3) 洗濯物の取り入れ及び収納 (4) アイロンがけ
4	ベッドメイク	利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
5	衣類の整理・被服の補修	(1) 衣類の整理（夏・冬物等の入替え等） (2) 被服の簡単な補修（ボタン付け、破れの補修等）
6	配下膳	配膳、後片付け
7	調理	一般的な調理
8	買物・薬の受取	(1) 日常品の買物 (2) 薬の受取

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

事業者 所在地  
 名称  
 代表者

㊟

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実績報告書

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業（ 年 月分）を次のとおり実施したので、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱第7条の規定により、事業実績明細を添付し、報告します。

被保険者番号	利用者名	区分	回数	時間数 (単位：分)
合計				

様式第2号（第8条関係）

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施費用請求書

金 \_\_\_\_\_ 円  
 (内訳： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分)

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業を実施したので、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱第8条第2項の規定により、上記のとおり請求します。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

石巻市長 (あて)

事業者 所在地  
 名称  
 代表者 ㊟

口座振込先

	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所
種 目	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
フリガナ 口 座 名 義 人		

様式第3号（第14条関係）

石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業廃止（休止）届出書

年 月 日

石巻市長 （あて）

事業者 所在地  
 名 称  
 代表者

㊦

次のとおり事業を廃止（休止）したいので、石巻市軽度生活援助訪問型サービス事業実施要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

廃止・休止の別	廃 止 ・ 休 止
廃止・休止しようとする年月日	年 月 日
廃止・休止しようとする理由	
現にサービスを受けている者 に対する措置	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日